

最新情報かわら版

かわら版をご覧のみなさんこんにちは。今年の夏は猛暑でしたね。NASA（米航空宇宙局）は、4月の世界気温と海水温が観測史上最高を記録し、「史上最も暑い夏」になる見込みと発表していたそうです。水分補給をこまめに取り、乗り切っていきましょう！今回は税務監査課の下和田が担当します。

税法ニュース

中小企業等経営強化法が平成 28 年 7 月 1 日に施行されたことにより、一定規模（※1）以下の中小企業者が 160 万円以上の機械装置を取得した場合、固定資産税の軽減や金融支援等が受けられることになりました（赤字中小企業にも設備投資のメリットを与えるため）。そこで、今回は中小企業等経営強化法の手続き手順を見ていきましょう。

※1 資本金 1 億円以下、従業員 1000 人以下、大企業の子会社除く。

※ 平成 31 年 3 月末日までに取得して事業の用に供した場合が対象となります。

1. 証明書「取得」

生産性を高める機械装置が対象となるため、工業会が発行した証明書を入手する必要があります。

- 設備要件**
- ①新品で 160 万円以上
 - ②生産性 1 % 向上（10 年以内に販売開始）

2. 経営力向上計画作成・申請

現状認識、目標、取組内容等を記載する実質 2 枚の様式になります。

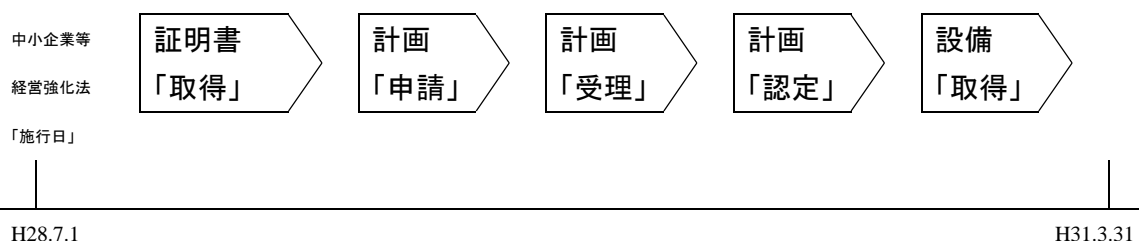
3. 設備「取得」

経営力向上計画申請後の設備取得が一般的な手順となりますが、機械装置の取得後に計画を申請した場合でも、その取得日から 60 日以内に計画が受理されることを要件に特例対象となります。

☆特例措置

固定資産税の課税標準が最初の 3 年間に限り 1/2 に軽減されます。機械装置の取得後、年末までに計画が認定されない場合、減税期間が 2 年となるため注意が必要です。

【計画の申請・認定から設備の取得に係る一般的なフロー】



【9月セミナーのご案内】

9月8日(木)18時より当事務所にてセミナーを開催します。テーマは「税務調査」です。皆さん是非、ご参加ください。

【今月の最新情報】

内閣府が、「企業版ふるさと納税」の第1弾認定事業（102事業）を決定しています。第2弾決定は9月の予定です。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350